

特別養護老人ホーム 風流里(ふるさと) 利用料金表

平成27年8月1日

(単位:円)

	負担段階	基本介護負担①				居住費 ②	食費 ③	月額(1割) ①+②+③(30日)	月額(2割)
		基本単位	加算単位	1割	2割				
要介護1	第1段階	625	44	700	1,399	820	300	54,600	75,570
	第2段階					820	390	57,300	78,270
	第3段階					1,310	650	79,800	100,770
	第4段階					2,600	1,500	144,000	164,970
要介護2	第1段階	691	44	768	1,537	820	300	56,640	79,710
	第2段階					820	390	59,340	82,410
	第3段階					1,310	650	81,840	104,910
	第4段階					2,600	1,500	146,040	169,110
要介護3	第1段階	762	44	843	1,685	820	300	58,890	84,150
	第2段階					820	390	61,590	86,850
	第3段階					1,310	650	84,090	109,350
	第4段階					2,600	1,500	148,290	173,550
要介護4	第1段階	828	44	912	1,823	820	300	60,960	88,290
	第2段階					820	390	63,660	90,990
	第3段階					1,310	650	86,160	113,490
	第4段階					2,600	1,500	150,360	177,690
要介護5	第1段階	894	44	981	1,961	820	300	63,030	92,430
	第2段階					820	390	65,730	95,130
	第3段階					1,310	650	88,230	117,630
	第4段階					2,600	1,500	152,430	181,830

※ 利用料金は、単位数×10.45円で算定しています。(大津市は5級地のため)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(5.9%)を乗じて単価を乗じた1割負担。
(月額に上乗せとなります)

★ 負担段階 ★

第1段階 …… 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護等を受給している方。

第2段階 …… 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方。

第3段階 …… 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方。

第4段階 …… 上記以外の方。

※ 負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要になります。

詳しくは、市町村窓口にお問い合わせ下さい。

★ 加算合計内訳 ★ (基本的に全員対象の加算)

加算種類	単位数	加算内容
看護体制加算(Ⅰ)	4/日	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算(Ⅱ)	8/日	看護師の配置基準数に1以上を加えた配置。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18/日	夜間帯の平均職員数が配置基準数の1人以上配置。
栄養ケアマネジメント	14/日	常勤栄養士を1名以上配置。栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施。

★ 該当する場合に加算 ★

加算種類	単位数	加算内容
初期加算	30/日	入所後30日に限り加算。入所後、30日以上入院をされ再入所された場合も同様。
入院・外泊時加算	246/日	入院・外泊時、利用者様のお部屋を確保しておくための加算。入院・外泊後6日間が対象。
療養食加算	18/日	医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供。
個別機能訓練加算	12/日	機能訓練指導員による機能維持等の訓練。
若年性認知症入所者受入加算	120/日	65歳未満の認知症の方に適正なサービス提供を行った場合。
精神科医師による療養指導	5/日	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。
経口移行加算	28/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に180日を限度に加算。
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	著しい誤嚥が認められる方を対象(6ヶ月以内)
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	誤嚥が認められる方を対象
口腔機能維持管理体制加算	30/月	歯科医師又は歯科衛生士による指導及び助言に基づき口腔ケアマネジメントを作成した場合
口腔機能維持管理加算	110/月	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上実施した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/日	サービス提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	医師により認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難であることから緊急入所が必要と判断され入所。(7日を限度)
退所前訪問相談援助加算	460/日	入所中1回又は2回。
退所後訪問相談援助加算	460/日	退所後1回を限度。
退所時相談援助加算	400/日	退所後の相談援助を行い、必要な情報を提供した場合
退所前連携加算	500/日	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。(1回を限度)
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前4~30日)	144/日	医師により回復の見込みがないと判断され、入所者又はご家族が看取りを希望された場合。当施設又は居宅にて亡くなられた場合、死亡以前30日を上限として加算。
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日前日及び前々日)	680/日	
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日当日)	1280/日	

※ その他の加算に関しては、体制が整い次第算定させて頂く可能性がありますのでご留意下さい。

★ その他の料金 ★

料金種類	費用	内容
理髪・美容代	実費	委託業者による
複写物の交付(税込)	10円/枚	1枚につき
電気器具の使用料(税込)	54円/日	1機種につき
娯楽・行事費用	実費	材料代等
貴重品管理費(税込)	3,240円/月	年金・預金通帳・金融機関届出印・現金を当施設で管理する場合。
文書料(税込)	324円/回	1通につき(入所証明書・領収書再発行など)

- ※ 介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。
- ※ 利用者のご希望に基づいて物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。